

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
筑西市	新治地区(横塚他1、向川澄他3、井出蛭沢他2)	平成24年11月	令和3年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	894ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	470ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	151ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	54ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	393ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への更なる農地集積が必要。 ・基盤整備事業が行われた水田については、大区画化及び用排水の整備等が概ね進んでいる。今後は、更なる効率的な営農を目指し、継続的な農地整備等について検討していく必要がある。 ・畑地等については、農地の貸借、経営の承継を進めることで、未耕作・耕作放棄地となることを抑止する。 ・市街化区域、住宅密集地と近接する農地があるため、農作業時の粉塵、騒音などへの苦情が懸念される。 ・耕作者の高齢化、後継者不足。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>井出蛭沢他2集落(大字井出蛭沢 門井 久地楽)、向川澄他3集落(大字向川澄 古郡 三郷 新治)、横塚他1集落(大字横塚 蓮沼)の農地利用は、中心経営体である認定農業者等の52経営体が主に営農し、今後も他の経営体と連携して農地を受け入れていく。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

本地区は、日本有数の小玉スイカの生産地であり、東部を流れる観音川流域、西部を流れる小貝川流域では肥沃な水田地帯となっている旧協和町に位置している。また、畑地では施設園芸が盛んであり、小玉スイカやトマト、キュウリなどが栽培されている。天候不順による農業災害等により、単一作物の生産だけでは安定的な農業経営を実現することは困難な状況にある。

そのため、生産性の向上、高品質・ブランド化による高付加価値販売を推進するほか、経営資源を有効活用し、新たな部門に取り組み、経営の複合化を図るとともに、生産者が農産物の生産から販売まで主体的に取り組む6次産業化を推進し、新たな収益の柱づくりに取り組む必要がある。また、農業従事者の高齢化・減少、並びに農業後継者の不足等の問題が顕在化しており、地域農業の維持・発展のため、新規就農者の確保・育成を図るとともに、地域の中心となる担い手への農地の集積、大型機械等の導入による低コスト化を推進する。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、積極的に農地を農地バンクに貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、未整備の農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

基盤整備を行うまでは、土地改良区及び水利組合を中心に既存の用排水路等について、適切に保全していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣害対策として、猟友会や筑西市鳥獣被害対策協議会の支援を受け、農作物等の被害防止に取り組む。有害鳥獣の棲家となる耕作放棄地の解消、防止に努める。

農村地域の多面的機能の維持・発揮への取組方針

地域の共同活動によって支えられている多面的機能(自然環境の保全、土砂崩れの防止等)について、継続的に維持・発揮できるよう取り組む。具体的には、農用地、水路、農道等の保全管理について、地域の農業者だけでなく非農家を含めた活動とする。

災害対策への取組方針

果樹園等については、雹害、凍霜害、高温害等の被害防止のため、多目的防災網等の設置を推進し、災害防止対策に取り組む。